明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　一
〔規　則〕
○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委九）　一
〔告　示〕
○競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件の一部を改正する件（金融庁四〇）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四五）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一四九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同二五〇）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産二一三六～二一五六）　四
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同二一五七）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七一）　五
○自動車の型式を指定した件（国土交通六九七～七〇三）　五
○指定自動車の指定製作者等の名称を変更した件（同七〇四）　六
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同七〇五～七〇七）　六
○自動車の装置の型式を指定した件（同七〇八～七一二）　七
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同七一三、七一四）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三五～一三七）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一三八、一三九）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一三一～一三三）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣法制局　警察庁　海上保安庁　防衛省　九
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁
被害回復給付金裁定表記載、製造たばこ小売定価関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　一三
会社その他　一三

省　令

○国土交通省令第六十号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「一級河川並びに震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う二級河川及び準用河川（第四十四条第二項及び第八十八条第三号において「一級河川等」という。）」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同項第九号中「（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う区域に限る。）」を削る。

第九条第一項第三号中「直轄で事業を行う一般国道及び高速自動車国道並びに震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う都道府県道及び市町村道」を「高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）」に改める。

第四十四条第二項中「一級河川等」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、「（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う急傾斜地崩壊危険区域内のものに限る。）」を削る。

第八十八条第三号中「一級河川等」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同条第十二号中「（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う区域に限る。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）